

## 札幌市における2歳女児死亡事案に関する課題と対応

令和元年6月7日  
厚生労働省

### 1. 事案の概要

札幌市中央区で2歳の女児に暴行を加えたとして、実母（21歳）、実母の交際相手の男性（24歳）が傷害の疑いで逮捕。6月5日午前、搬送先の病院で女児の死亡が確認された。死因は衰弱死。

本児の体には複数のけががあり、5月上旬から6月5日までの間、実母及び実母の交際相手が本児に暴行し、頭や顔、背中などにけがを負わせた疑いがある。

#### （関係機関の関与の状況）

日付	内容
2018年9月28日	児童相談所に虐待通告。 「母が児を託児所に預けっぱなしで育児放棄が疑われる」との通告。同日家庭訪問したところ、本児にあざや傷等なし。24時間の託児所に照会したが在籍事実無し。実母方祖母にも確認し定期的な往来が確認されたため、通告事実はないと判断。
2019年4月5日	児童相談所に虐待通告。 「昼夜を問わず、子どもの泣き叫ぶ声が聞こえ、心配である」との通告あり。同日、児童相談所から実母に架電するも応答なし。すぐに家庭訪問するも不在（連絡票投函）。
4月8日	児童相談所が家庭訪問するも不在（連絡票投函）。
4月9日	児童相談所から実母に架電後、折り返しの入電有り。 実母「通告の期間は交際相手宅にいたため不在」とのこと。本児の安全確認を依頼したところ、実母了承。
4月22日	実母からの連絡がないため児童相談所が家庭訪問するも不在（連絡票投函）。
4月23日、24日、 5月8日、13日	児童相談所から架電するも応答なし。
5月12日	警察に、子どもの泣き声の110番通報。
5月13日	警察から児童相談所に照会があり情報提供。 警察から児童相談所に通告。
5月15日	警察から児童相談所に、家庭訪問で実母・本児と面会したとの連絡。 警察より「緊急に保護する必要のある負傷は認められない」とのこと で、児童相談所としても虐待事実がないと判断。 その際、実母からの発達相談の意向についての情報を受ける。
5月17日、22日	児童相談所から実母へ架電するも応答なし。
6月4日	児童相談所が家庭訪問するも不在（連絡票投函）。
6月5日	実母が「風呂からあがると、子どもがうつぶせで倒れ意識がない」と119番通報し本児を救急搬送。搬送先の病院で本児の死亡確認。 6月6日までに実母及び実母の交際相手を傷害罪で逮捕。

## 2 児童相談所の対応についての課題

現時点において、以下のような課題があると考えられる。

- (1) 昨年7月20日の関係閣僚会議決定において、通告受理後原則48時間以内の子どもの安全確認等のルールを徹底を示していたにもかかわらず、このルールに基づいた対応ができていなかった。

※児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（抄）（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

### II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「虐待通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルールに加え、立入調査の手順を以下のように見直し、全国ルールとして徹底する。
  - ・子どもとの面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施すること。その場合、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。

- (2) 本年2月8日の関係閣僚会議決定において、子どもに会えないこと自体をリスクが高いものとする等新たなルールを示していたにもかかわらず、このルールに基づいた対応ができていなかった。

※「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について（抄）（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

### 1 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等

- 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この際、躊躇なく一時保護、立入調査を行う等の確な対応をとること。

- (3) 虐待通告などの対応については、組織的に協議して決定するとともに、事例の進行管理は、状況の変化等についてのフォローを確実にを行うため、全ての事例について定期的に確認する必要があるが、事例の進行管理ができていなかった。

※児童相談所運営指針について（抄）（平成2年3月5日厚生省児童家庭局長通知）

## 第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

### 第2節 相談の受付と受理会議

#### 10. 相談受付の方法

虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報（略）については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票（略）を起こし、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。

### 第6節 援助方針会議

- (2) 援助方針会議は、原則として受理会議後、児童相談所が相談援助活動を行うこととしたすべての事例の援助について検討を行う。

なお、在宅の虐待事例については、状況の変化等についてのフォローを確実にを行うため、ITシステムの導入・進行管理台帳の整備等を行うことにより、すべての事例について定期的に現在の状況を会議において検討することが必要である。

### 3 対応

#### (1) 虐待通告時等の子どもの安全確認に関する対応の徹底

##### ① 子どもの安全確認に関するルールの徹底

まず、速やかに以下の事項について文書でルールの徹底を図る。

- ・ 児童相談所において通告受理後、原則 48 時間以内に子どもの安全確認を行うこと
- ・ 保護者が家庭訪問や子どもを会うことを拒む場合など関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この際、躊躇なく一時保護、立入調査を行う等の確な対応をとること
- ・ 虐待通告などの対応については、組織的に協議して決定するとともに、事例の進捗管理は、状況の変化等についてのフォローを確実にを行うため、全ての事例について定期的に確認すること

##### ② 緊急の全国児童相談所長会議の開催

6月14日に全国の児童相談所長を緊急参集し、厚生労働大臣から、直接、全国の児童相談所長に対し、子どもの安全確認について徹底を図る。

徹底の状況について点検し、国へ報告する。

#### (2) 「通告受理後 48 時間以内の安全確認ルール」の実施状況の緊急点検

「通告受理後 48 時間以内の安全確認ルール」の実施状況について、6月7日までの状況を全国の児童相談所に緊急点検を行う。